

平成 30 年度決算

健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書

令和元年 8 月

小矢部市監査委員

小 監 第 34 号
令和元年 8 月 26 日

小矢部市長 桜 井 森 夫 様

小矢部市監査委員 藤 田 勇

小矢部市監査委員 石 田 義 弘

平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定
により、平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の
基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成 30 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「平成 30 年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに財政健全化法第 22 条で定める資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の期間

令和元年 7 月 26 日から同年 8 月 26 日まで

3 審査の方法

審査に付された平成 30 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等を照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査の結果を参考とした。

第 2 審査の結果

1 結果の概要

審査に付された平成 30 年度決算に係る健全化判断比率は、関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認めた。

表 1 健全化判断比率

	平成 30 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- (注)	13.65%	20%
連結実質赤字比率	- (注)	18.65%	30%
実質公債費比率	15.1%	25%	35%
将来負担比率	174.4%	350%	

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「-」表示される。

2 健全化判断比率における個別意見

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。実質赤字額とは、実質収支がマイナスになった場合である。実質収支とは、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支から、翌年度への繰越財源を差し引いたものである。

本市の平成 30 年度の一般会計等の実質赤字額は、表 2 のとおり実質収支が 105,155 千円の黒字であり、発生していないため健全な状況にある。

表 2 (単位 千円)

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	105,014
	公共用地先行取得事業特別会計	141
	一般会計等に属する特別会計	
小 計		105,155
標準財政規模		8,396,252
実質赤字比率 (%)		-1.25

会 計 名		実質収支額
別 公 一 会 営 特 計 以 外 の 係 る 特 計 の う ち の 以 外 の	国民健康保険事業特別会計	24,727
	後期高齢者医療事業特別会計	978

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。連結実質赤字額は、表 2 の一般会計等の実質収支額、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額並びに表 3 の資金不足（剰余）額を合計し算定する。当該比率は、連結実質赤字額がないため、健全な状況にある。

表 3

(単位 千円)

会 計 名			資金不足・剰余額
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	495,021
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	下水道事業特別会計	0
		農業集落排水事業特別会計	0
	宅 地 造 成 事 業	東部産業団地事業特別会計	0
合 計			625,881
標準財政規模			8,396,252
連結実質赤字比率 (%)			-7.45

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、毎年度経常的に収入される一般財源に対し、公債費、公営企業債等の元利償還金に対する繰出金等の公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費に充当されたものの占める割合であり、3年の当該比率の平均値として算定する。平成28年度から平成30年度までの3年の当該比率から算定した実質公債費比率は、平成27年度から平成29年度までの平均値15.1%と同率となった。実質公債費比率の推移は、表4のとおりである。

表 4

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
実質公債費比率 (単年度) (%)	15.30185	15.01269	15.22742	15.22314

この比率は、早期健全化基準 25.0%を下回り、地方債の発行に富山県知事の許可を必要とする 18.0%を下回っていることから、健全な状況にあるといえるが、平成 29 年度実績では富山県内市の平均より高い状況にある。

実質公債費比率が高くなる要因としては、単年度の地方債償還額が大きいことや下水道事業等公営企業に対する繰出金が多いこと等があげられる。平成 30 年度は、水道事業における下水道事業に関する一般会計負担金（補償費差額）の増額や、地方債の償還の終了に伴い減となる額より、据え置き期間の終了により元金償還が開始となった額が大きいことなどにより、繰出金の対象となる元利償還金額が増加した。

今後とも、標準財政規模、公債費の内訳、地方債残高に対する公債費の比率、公営企業への公債費関連の支出状況等の他都市との比較や分析を進め、公債費の更なる適切な管理が必要である。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、地方公共団体の財政指標として導入されたストック指標であり、平成 29 年度の 165.2%に比べ、平成 30 年度は 9.2 ポイント上昇し 174.4%となった。将来負担比率の算式は次のとおりであり、算式の各項目は表 5 のとおりである。

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}} \times 100 = \frac{33,932,442 - 21,660,946}{8,396,252 - 1,363,003} = 174.4\%$$

表 5

(単位 千円)

	平成30年度	平成29年度	対前年増減額
地方債の現在高	16,101,211	14,313,445	1,787,766
債務負担行為に基づく支出予定額	2,800,860	2,982,491	△ 181,631
公営企業債等繰入見込額	12,409,788	12,633,461	△ 223,673
組合負担等見込額	710,174	670,867	39,307
退職手当負担見込額	1,824,586	2,120,665	△ 296,079
設立法人の負債額等負担見込額	85,823	0	85,823
将来負担額合計	33,932,442	32,720,929	1,211,513
算入公債費等の額	1,363,003	1,344,390	18,613

	平成30年度	平成29年度	対前年増減額
充当可能基金	1,410,526	1,580,632	△ 170,106
充当可能特定歳入	2,290,296	2,231,833	58,463
基準財政需要額算入見込額	17,960,124	17,365,264	594,860
充当可能財源等合計	21,660,946	21,177,729	483,217

将来負担額は、平成 30 年度の地方債の現在高 16,101,211 千円、債務負担行為に基づく支出予定額 2,800,860 千円、公営企業債等繰入見込額 12,409,788 千円、組合負担等見込額 710,174 千円、退職手当負担見込額 1,824,586 千円、設立法人の負債額等負担見込額 85,823 千円を合計し、総額 33,932,442 千円となった。これは、平成 29 年度の 32,720,929 千円から、1,211,513 千円の増加である。

将来負担額の増加は、地方債現在高が、平成 29 年度に比べて 1,787,766 千円増となったことが大きく影響している。また、将来負担額の算定上将来負担額から差し引く充当可能基金は、財政調整基金をはじめ、その他特定目的基金等の残高の減少により、平成 29 年度に比べて、170,106 千円減少した。

将来負担額の総額は、表 2 記載の地方公共団体の標準的な経常的一般財源の規模を示す標準財政規模 8,396,252 千円に対し、4.0 倍となっている。これは、現在の債務を解消するため全収入を充てた場合、4.0 年分となることを表す。将来負担額の市民 1 人当たり負担額は、平成 31 年 1 月 1 日現在の外国人を含む人口 30,143 人から算定すると、1,126 千円となっている。

将来負担総額から、保有する基金残高や地方債残高のうち地方交付税算定において将来基準財政需要額に算入される見込額等の充当可能財源等 21,660,946 千円を差し引いた純負担額は、12,271,496 千円であり、標準財政規模から当該年度基準財政需要額に算入された公債費 1,363,003 千円を差し引いた額 7,033,249 千円で純負担額を除いた値は 174.4%である。この値は、早期健全化基準 350%を下回っていることから、健全な状況にある。

3 資金不足比率における個別意見

資金不足比率は、表 3 のとおり、法適用企業及び法非適用企業とも資金剰余の状態にあり、経営健全化基準の 20%を下回っている。

法適用企業の水道事業会計は、平成 30 年度 495,021 千円の資金剰余額を計上しており、資金不足が生じていないことから、健全な状況にある。

法非適用企業の一般会計からの繰入金は、下水道事業特別会計 754,339 千円、農業集落排水事業特別会計 135,556 千円である。法非適用企業の一般会計からの借入金は、東部産業団地事業特別会計 47,668 千円である。このように、法非適用企業は、一般会計からの繰入金及び借入金はあるが、資金不足は生じていないことから、健全な状況にある。

4 まとめ

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも表1の早期健全化基準及び経営健全化基準20%を下回り、健全な状態であると言える。

実質公債費比率は、平成26年度に小中学校の吊天井改修事業に伴い借入れを行った全国防災事業債の元金償還の開始等により、単年度で0.3ポイント上昇したが、3年平均では平成29年度から据置で15.1%となり、早期健全化基準以下である。ただし、今後は、石動駅周辺整備事業、統合こども園整備事業、新図書館整備事業、(仮称)石動コミュニティプラザ整備事業等の大型事業実施により、新規発行債が増加し、それに伴う元利償還金の増により、当該比率が上昇することが見込まれることから、事業費の抑制をはじめ、地方交付税で財政措置される有利な地方債の借入を優先する等の対策を継続する必要がある。

将来負担比率は、平成30年度においても元金償還額を超えた借入れを行ったことによる地方債残高の増により、平成29年度から9.2ポイント上昇したが早期健全化基準以下である。ただし、将来負担比率も、大型事業の実施に伴う新規発行債の増により、地方債残高の増が見込まれるため、上昇が予想される。そのため、現在施工中の大型事業への地方債の借入を含め、全体事業費の圧縮や実施時期の再検討等により、将来負担比率の抑制に努め健全財政の維持を要望するものである。

今後は、令和元年度より新たにスタートした第7次小矢部市総合計画の実施に併せ、第3次行財政改革大綱に基づく取組の着実な実施により、実質公債費比率等の上昇を抑え、市政の安定的な運営が継続されることを要望する。

また、財政健全化法の趣旨を踏まえ、本市の算定結果について議会をはじめ市民に分かりやすく十分に説明されるよう、引き続き尽力いただきたい。

※基礎的財政収支(プライマリーバランス)

単位:千円

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
収入総額	16,654,895	14,758,733	13,864,891	14,383,477	13,984,983
地方債発行額	△ 3,028,200	△ 1,473,500	△ 1,136,000	△ 1,302,700	△ 1,522,400
財政調整基金等取崩額	△ 356,198	△ 294,790	△ 289,145	△ 283,283	△ 315,293
支出総額	△ 16,792,005	△ 14,948,768	△ 13,908,274	△ 14,431,789	△ 14,045,847
地方債償還額	1,337,910	1,321,238	1,303,798	1,313,426	1,201,975
財政調整基金等積立額	134,035	240,525	222,327	294,636	252,517
基礎的財政収支	△ 2,049,563	△ 396,562	57,597	△ 26,233	△ 444,065

平成30年度の基礎的財政収支は△2,049,563千円で、前年度より悪化傾向にある。

これは、収入において国庫支出金が増加(367,345千円増)したものの、それらにかかる大型事業の石動駅周辺整備事業(1,629,768千円)や統合こども園整備事業(922,594千円)、新図書館整備事業(202,797千円)等の増により支出が全体的に増加し、また大型事業にかかる地方債発行額が増となったことが要因である。

